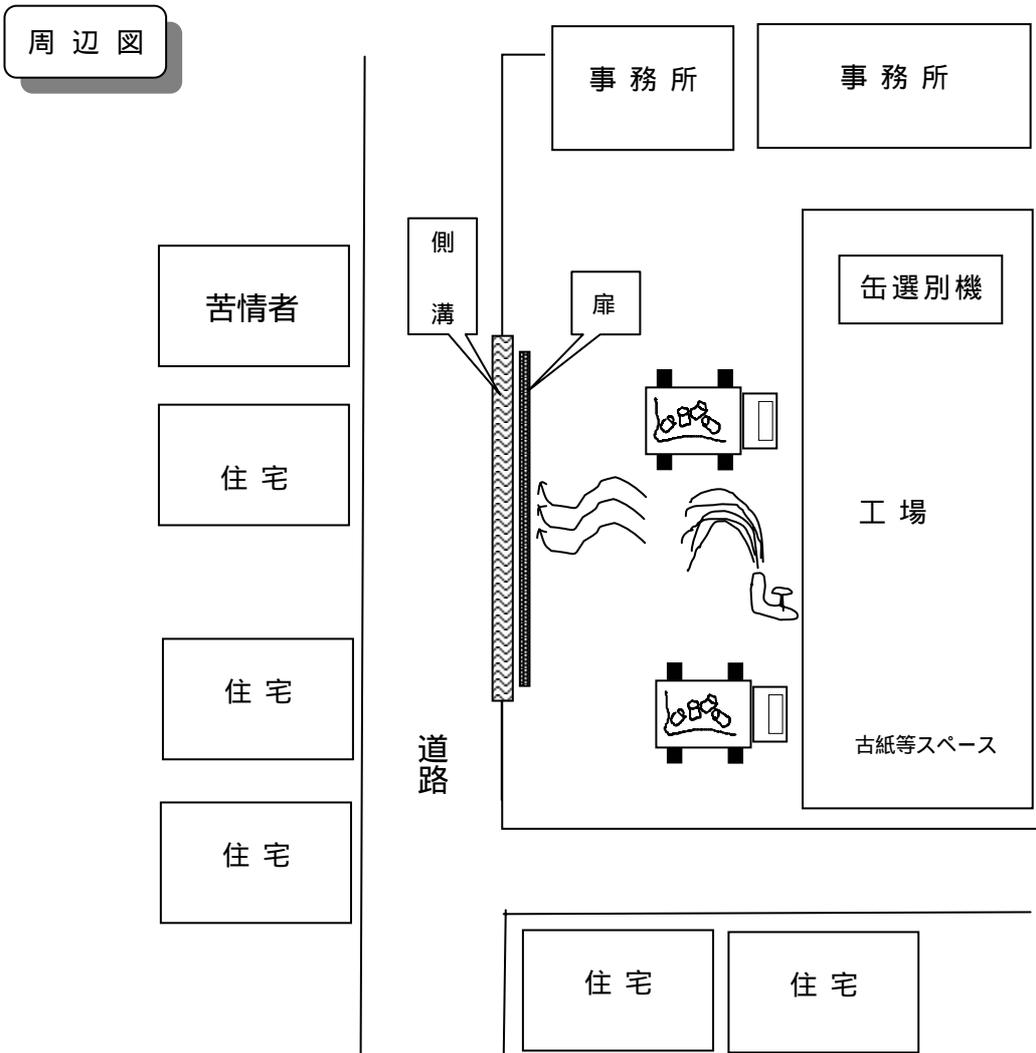


改善後、新たな苦情は発生していない。

《測定値》

	測定結果（臭気指数）	基準値（臭気指数）	適 否
平成14年7月 敷地境界	1.4	1.0	否
平成14年9月 敷地境界	1.3	1.0	否
平成14年11月 敷地境界	1.0以下	1.0	適



事例26（建設業(アスファルト工場)）

【対象事業場の概要】

業 種：建設業（アスファルト工場）	基 準 値：敷地境界 臭気濃度 15
規 模：従業員 18名	排出口 臭気濃度 33
主な設備：塗装関係装置一式	排出口口径：0.39m
面 積：敷地 10,623 m ²	高 さ：7.3m
用途地域：第一種区域	

《苦情内容》

工場の煙突から粉塵が発生し、風向きにより、洗濯物や布団が干せない世帯と臭いで困っている世帯がある。

《処理及び指導状況等》

平成14年 1月 苦情受付

- ・ 黒い粉塵が布団などにつく
- ・ 悪臭がひどく窓を開けられないときがある。
- ・ 硫化水素等の危険な薬品を使用しているのではないか。

2月 事業場の立入検査

- ・ 煙突からのばい煙は、大気汚染防止法に基づき年2回測定を行っており、基準値以下である。
- ・ アスファルトは加熱状態でローリーで持ち込み、タンクで電気加熱している。この移し替えのときに、臭いが外に出るものと思われる。また、アスファルトの出荷時にも、臭いが外に出る。
- ・ アスファルトはリサイクルしていない。
- ・ 軽油、灯油は敷地内にタンクで保存している。また、製品検査用の試薬は置いているが、その他には危険な化学薬品は使用していない。
- ・ 対策については、住民との共通認識を持つため、住民との話し合いの中で対策していきたい。

〃 臭気測定実施

〃 測定結果通知

《原 因》

アスファルトの取扱に伴う悪臭。

《指導内容》

測定結果は基準値以内であるが、住民から苦情があるため、住民との話し合いの中で解決すること。

臭いのある時に調査して、実態を把握すること。

《改善内容》

住民との話し合いの中で改善策を模索中。

《測 定 値》

	測定結果（臭気濃度）	基準値（臭気濃度）	適 否
敷地境界	10未満	10	適

事例 27 (建設業(アスファルト工場))

【対象事業場の概要】

業種：金属加工業（電線加工）	基準値：敷地境界 臭気濃度	15
規模：従業員 19名	排出口 臭気濃度	500
主な設備：塗装関係装置一式	排出口口径： 0.39m	
面積：敷地 1980㎡	高さ： 7.3m	
用途地域：第一種区域		

《苦情内容》

悪臭の苦情が殺到している。工場へ立入指導して欲しい。

《処理及び指導状況等》

平成14年 1月 苦情受付

2月 周辺及び工場への立入検査

- ・ 工場周辺でも臭う。
- ・ 工場で使用していた主なものは、洗浄用の温水、ニカワ、銅線で有害なものはなかった。
- ・ 工場は、銅線を引き延ばし、ニカワを焼き付けている。焼き付けは都市ガスを使用しており、また、炎が製品と触れることは無いので、排気に臭気が混入することは無いと考えられる。

2月 臭気測定実施

10月 臭いの原因は、工場周囲で臭を感じる位置と臭いの質から、銅線を引き延ばす工程で発生している可能性が高いことを工場側に伝える。工場側に対策を検討するように指示する。

《原因》

銅線を加熱して引き延ばすときに悪臭が発生している可能性が高い。

《指導内容》

製造工程を調査し、悪臭発生の原因を突き止めること。

その原因に対し、何らかの対策を行うこと。

今後、悪臭苦情が発生した場合は、法の基準に基づいて規制する旨を伝える。

《改善内容》

現在指導中。

《測定値》

	測定結果（臭気濃度）	基準値（臭気濃度）	適否
敷地境界	32	15	否

事例 28 (建設業(アスファルト工場))

【対象事業場の概要】

業 種：アスファルト製造工場
規 模：従業員 名
主な設備：骨材乾燥炉
面 積：敷地 m²
用途地域：工業地域
悪臭対策：煙突、脱臭炉

《苦情内容》

焼却炉の煙が強い臭い(ゴムのような臭い)がして頭が痛くなったり、気持ち悪くなったりするので困る。工場の炉から悪臭が出ているようなので、悪臭が発生しないように指導してほしい。

《処理及び指導状況等》

平成14年2月 苦情受付

- ” 事業場へ状況確認
- ・ 乾燥炉があり、そこからの臭いと思われる。
 - ・ 最近隣家等から苦情は無い。
 - ・ 乾燥炉は1月にフィルターを交換した。
 - ・ 月に一度は煙突の清掃をしている。

3月 現地調査

- ・ 工場の南側がよく臭っていた。

5月 別の住民から苦情申立

- ・ 夜も警笛のような音がしてうるさい。すすなどが飛んできて、洗濯物が汚れてしまう。悪臭も煙突だけではなく、材料自体から発生しているようである。子供の健康被害が心配である。

” 事業場指導

- ・ 散水等をして粉じんの飛散防止を図ること。
- ・ 周辺住民と話し合うこと。
- ・ 今後の改善計画を策定すること。

6月 住民説明会の実施

工場側の説明

- ・ 行政の指導によりマンション完成前から苦情対策を実施している。
- ・ 8月に5点の環境対策のための工事を実施する。

防塵ネットの設置(1mmメッシュ・高さ1.1m)

脱臭炉の設置

ダストバスターの設置

散水設備の設置(3ヶ所)

場内舗装の張り替え

8月 改善工事の実施

9月 工場内機器への吸音材の設置

” 工場へ騒音と臭気測定の実施を指示

10月 住民説明会(2回目)

11月 工場機器への防塵、防音カバー設置

12月 騒音測定

- ・ 雪のため測定中止

平成15年1月 騒音測定

- ・ 正月明けのため普段の操業状況と異なると住民から指摘があったため、測定中止

《原因》

焼却炉（骨材炉）からのばい煙、悪臭
アスファルトをトラックに載せるときの悪臭

《指導内容》

周辺住民との話し合い
悪臭は煙突の嵩上げ、脱臭炉の設置、定期的な交換及び清掃
騒音は吸音材、防音壁の設置
粉じんは定期的な散水
騒音と臭気測定の実施

《改善内容》

工業地域であるが隣にマンションができるため、苦情等の発生を考えマンション完成前に当該工場の施設の一部移転や環境対策工事が実施された。

マンションに入居後の工場の対応は、防塵ネットの設置（1mmメッシュ・高さ1.1m）、脱臭炉の設置、ダストバスターの設置、散水設備の設置（3ヶ所）、場内舗装の張り替え、工場機器への防塵、防音カバーの設置を行っている。

《周辺の状況》

平成13年にマンションの建設工事が始まり、平成14年4月に完成し、同5月頃から入居が始まった。当該マンションの区域も工業地域に指定されている。

当該マンションの入居が始まってから、行政に騒音を中心とした苦情が寄せられるようになった。また、当該地域は工業地域であるが、住宅が多く立ち始めている。

資料 住民説明会の概要

出席者 工場側5名、マンション会社2名、住民約50名、行政2名、議員1名

会社説明 説明内容6月の住民要望を受けた対応策の説明

住民要望（質疑応答）（主として悪臭に関係する部分のみを抜粋）

- ・ 騒音、粉じんは気にならないが、臭いは気になる。
- ・ 環境対策後も臭いについては変化が無い。
- ・ 騒音も気になるが、それ以上に粉じん、煙、悪臭が気になる。
- ・ 窓を閉めれば音は気にならないが、臭いは通気口などのちょっとした隙間から入ってくる。
- ・ 煙突が長くなり直接煙はこなくなったが、臭いは非常に気になる。
- ・ 周辺の環境変化に合わせて対応をして欲しい。
- ・ アスファルトをトラックに載せるときの臭いが気になる。
- ・ 移転して欲しい。それが無理ならば、せめて全面建て替えをして欲しい。
- ・ 現在の法では適さない工場設備なのだから、一時的ではなく、根本的な対応をして欲しい。これらのことについて、中・長期的な対応計画を立てて、上層部に提出して欲しい。
- ・ 何年後かに人体への影響が出るのではないかと心配している。特に、子供への影響が出るのではないかと心配している。
- ・ すでに住民の中で体調を害している人が多いようだ。
- ・ この辺は工業地域だが、どんどん住宅が立っている。工業地域だからといって、どんな作業をしても良いというわけではなく、当社のような工場があるのはおかしい。何十年住んでいても健康被害がでないような対策をとって欲しい。

事例 29 (印刷)

【対象事業場の概要】

業 種：印刷業

基 準 値：敷地境界 臭気濃度 15

用途地域：準工業地帯

悪臭対策：煙突及び活性炭

《苦情内容》

以前よりインクのような臭いはしていたが、今回はいつもよりも臭いがひどい。工場へ連絡したが、臭いは改善するが排ガス自体は変えられないといわれた。納得できないので臭いをなくすように指導して欲しい。

《処理及び指導状況等》

平成11年1月 苦情受付

2月 現場調査

- ・ 工場からのインクの臭いを確認
- ・ 責任ある立場のものから原因説明をするように指示。

" 事業者来庁し状況説明

- ・ 工場では低臭気性のインクを使用している。
- ・ ダクトには活性炭を設置し、活性炭も定期的に交換している。

3月 苦情者から連絡あり

- ・ 以前よりも悪臭はよくなった。
- ・ 臭うものが人体に影響があるのか工場から説明と測定をして欲しい旨の要望がでる。

4月 臭気測定(事業者)

5月 測定結果受領

" 改善工事の計画書受領

6月 工場立入

- ・ 改善工事の状況を確認
- ・ ダクトを西側から東側に移設、また、高さも12mまであげた。
- ・ 今後さらに活性炭フィルター設置の工事予定を確認。

7月 現場調査

- ・ 工場周辺では臭いは確認されなかった。

9月 工場立入

- ・ 活性炭フィルターを設置したため、臭いは全く感じられず。

10月 苦情者へ報告

《原因》

印刷工場内の排気塔からの排気によるインクの臭い。

《指導内容》

排気ダクトの位置の変更及びダクトを高くすること。

活性炭フィルターの設置及び定期的な活性炭フィルターの交換。

《測定結果》

	測定結果(臭気濃度)	基準値(臭気濃度)	適否
敷地境界1	10以下	15	適
敷地境界2	14	15	適
敷地境界3	10以下	15	適

事例30（その他製造業）

【対象事業場の概要】

業種：木材製品製造業	基準値：敷地境界	臭気濃度	15
主な設備：塗装設備、乾燥設備	排出口	臭気濃度	500
用途地域：準工業地域			

《苦情内容》

隣のベニヤを加工する工場からシンナーの臭いが漂ってきて困る。

《処理及び指導状況等》

平成10年5月 苦情受付
7月 事業場立入
臭気測定実施（1回目）
8月 臭気測定実施（2回目）
9月 臭気測定結果を事業者に伝達
10月 工場立入
・ 塗料の成分表等の資料を受領
11年2月 5月、7月、9月 資料採取のため現場に立ち入るがサンプリングできず
10月 他の住民から苦情
" 臭気測定実施（3回目）
" 臭気測定結果を工場に説明
11月 工場立入
・ 今後の工場からの排気処理について説明あり
12年1月 工場立入
・ 活性炭入り脱臭装置の設置を確認
2月 苦情者に処理・対応概要を説明し、納得を得る

《原因》

合板（ベニヤ板）を塗装する際の塗装材による臭気の発生

《指導内容》

脱臭装置の設置
排気口の位置の検討など

《改善内容》

臭気をダクトで集め、活性炭入り脱臭装置に通して処理することとした。
排出口を苦情者から離れた位置に変更した。

《改善後の状況》

苦情はなくなった。

《測定値》

	測定結果（臭気濃度）	基準値（臭気濃度）	適否
1回目			
敷地境界	15以下	15	適
排気口	23	300	否
2回目			
排気口1	309	300	否
排気口2	1700	300	否
3回目			
排気口2	1700	300	否

事例31 (プラスチック製品製造)

【対象事業場の概要】

業種：プラスチック製品製造業	基準値：敷地境界	臭気濃度	10
主な設備：ゴム加熱炉2基	排出口	臭気濃度	300
用途地域：住宅地	排出口口径：0.15m		
悪臭対策：煙突	高さ：9m		
	最大建物高：8.5m		

《苦情内容》

プラスチックを製造している工場の煙突からの臭気がひどく、気持ちが悪くなって困る。工場を調査して原因を突き止め、臭気が発生しないように指導をして欲しい。

《処理及び指導状況等》

- 平成11年10月 苦情受付(A氏)
" 苦情受付(B氏)
" 工場指導
・ 悪臭の苦情があった旨工場側に伝え、改善を検討するように指示
- 11月 苦情申立(C氏)
12月 臭気測定実施(1回目)
- 12年 2月 臭気測定及び排ガス測定実施(2回目)
6月 苦情者より再苦情
8月 工場より脱臭装置の設置の説明
" 工場が活性炭脱臭装置を工場の屋上に設置
- 13年 3月 臭気測定実施(2回目)
・ 活性炭脱臭装置の脱臭効果確認のため実施
6月 苦情者から再再度の苦情受付
8月 苦情受付(D氏)
" 工場指導
・ 苦情が出ているため、早急に活性炭を取り替えること。
・ 脱臭装置の維持管理を徹底すること。

《原因》

ゴム加熱炉(1m×1m、2基)の臭気を2階屋上の煙突から排気(大気拡散)していたため。

《指導内容》

脱臭のための装置の検討
(行政から工場に脱臭関係の資料を提供)
活性炭の取り替え及び維持管理の徹底

《改善内容》

活性炭吸着装置を導入した。
(活性炭約30kg入りの装置で約280万円)

《改善後の状況》

平成13年8月の活性炭を取り替えた以降、苦情の発生は無い。

《測定値》

1回目(状況確認のため)				
	測定結果(臭気濃度)	基準値(臭気濃度)	適	否
排出口	7,000	300		否

2回目（脱臭効果確認のため）

排出口	130	300	適
ゴム加熱炉付近	30,000	-	-

濃度測定結果（硫化物：単位ppm）

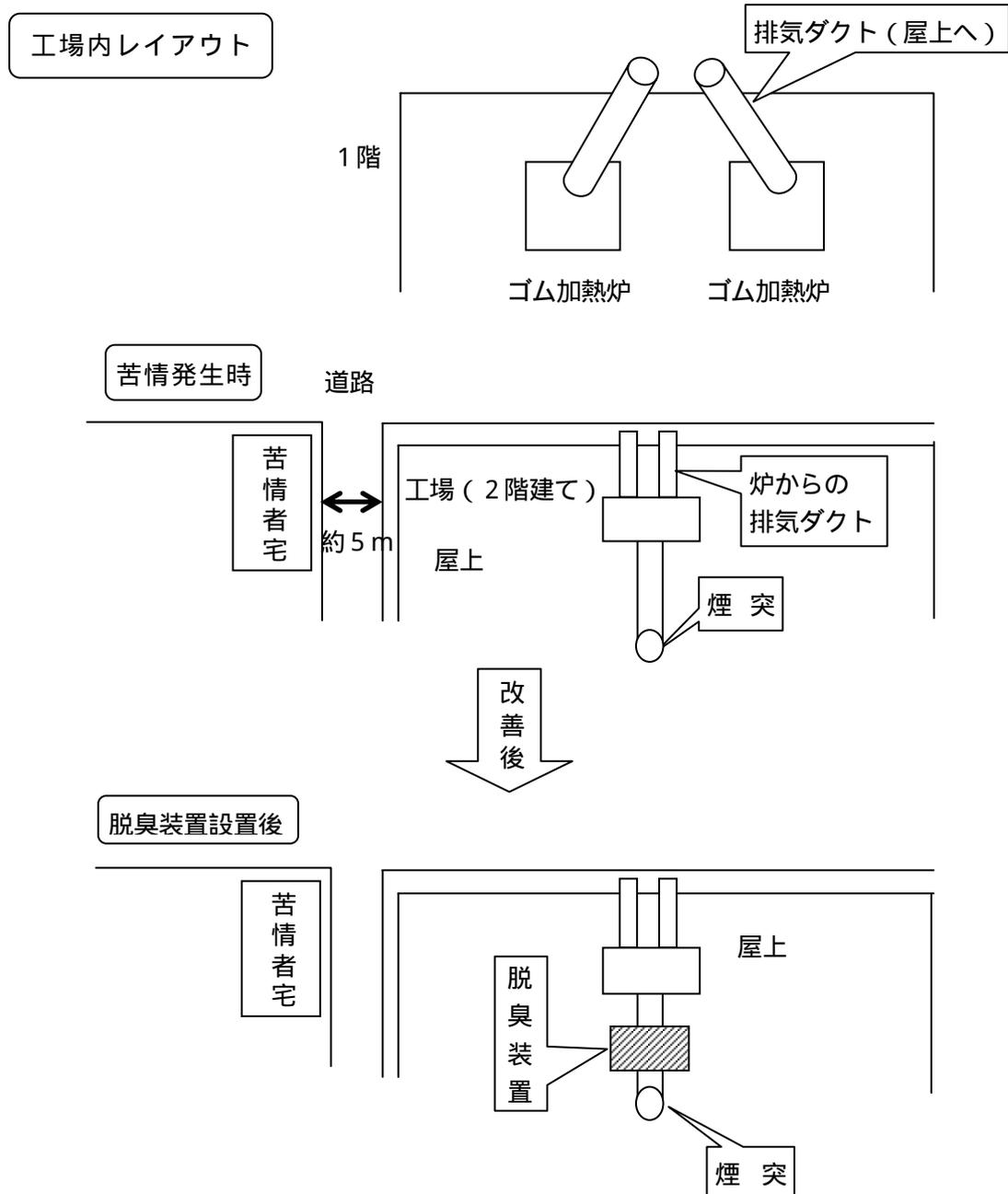
	炉立ち上げ時	炉反応定常時
排気ダクト出口	1.1	0.8

参考

発生する硫化物が全て硫化水素とした場合の臭気濃度推定値
 炉立ち上げ時 約2,700 炉反応定常時 約2,000

《周辺状況》

周辺は住宅地となっている。



事例32 (プラスチック部品製造)

【対象事業場の概要】

業種 プラスチック部品製造業
規模 従業員 4～5人
主な設備 プラスチック射出成形機
面積等 1階作業場、2階自宅住居
用途地域 第1種住居地域
悪臭対策 排出口位置の変更

《苦情内容》

プラスチック工場の換気扇からの臭いで困っている。

《処理及び指導状況等》

平成12年7月 苦情受付
" 事業場調査

苦情申立者は工場の隣に居住している。

当事業場では、プラスチック製自動車部品を製造している。プラスチック射出成形機で成形したときに熱と臭いが発生し換気扇で苦情者宅の方に排出していた。

事業場に対し、臭いの苦情の対応を検討するよう依頼。

10月 事業場から検討結果の報告

改善方法として脱臭機の設置、あるいはダクトによる排出拡散を検討してもらったが、取り付けスペース及び費用上困難との回答であった。

12月 改善工事実施

苦情者宅とは反対の道路側へ換気扇を設置した。

《原因》

本件は工場の排出口から隣家との敷地境界までほとんど距離がなく、悪臭を事実上隣家に排出していたことで苦情となった。

《指導内容》

排出口の位置の検討

《改善内容》

排出口を苦情者宅と反対側(道路側)に変更した。

《改善後の状況》

排出口の変更でとりあえず、苦情は解決した。

《周辺状況》

発生源の工場と苦情者宅は隣あっている(ほぼ距離は0m)。苦情者宅と反対側には道路となっている。

